

返戻金制度

紹介した人材が、自己の意思、または就業規則違反等その人材の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に返戻する。

1 か月未満で退職した場合	80%に相当する額
3 ヶ月未満で退職した場合	50%に相当する額
6 ヶ月未満で退職した場合	10%に相当する額

紹介した人材が、専ら求人者の都合により短期退職することとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないこととする。